

令和6年度地方税制改正（案）の概要

1 個人住民税の定額減税

令和6年度分の個人住民税所得割について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき個人住民税1万円を控除する。（ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。）

2 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

3 森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し

これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（現行5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（現行3割）とする。

4 国民健康保険税の課税限度額及び減額対象となる所得基準の見直し

(1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円（現行：22万円）に引き上げる。

(2) 国民健康保険税（均等割）の減額対象となる所得基準の見直し

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を29万5千円（現行：29万円）に引き上げる。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を54万5千円（現行：53万5千円）に引き上げる。